

戸籍謄本等の不正入手事件について

1. いわゆる「プライム事件」の概要

平成 23 年 11 月に、愛知県警 捜査員の戸籍等が不正取得された容疑で、探偵事務所や法律事務所の経営者、司法書士ら関係者 5 人が逮捕される事件が発生した。

- ・この事件は、全国の市民等から調査依頼を受けた不特定多数の探偵事務所等が戸籍や住民票等を請求できない為、『プライム総合法務事務所』を介して戸籍等を取得したものであるが、当該法務事務所経営者や司法書士らが共謀して『職務上請求用紙』を大量偽造し、全国で 1 万件以上の戸籍・住民票等の不正入手をしていたという事件である。 (平成 24 年 7 月に有罪判決が確定)

※大阪府内の不正請求は 4 7 2 件あり、市内各区役所では 2 1 7 件の不正請求が確認され、その内 2 0 6 件を交付していた。

2. 大阪市のこれまでの取り組み

(1) 8 業士会への申入れについて

- ・大阪弁護士会、大阪府行政書士会等(8 業士)に政令市連名で要望(平成 1 8 年)
- ・大阪府行政書士会と戸籍等の不正請求に係る意見交換会(平成 2 1 年)

(2) 市民への広報と啓発について

- ・市政だより(現、区政だより)、市民局ホームページ、人推協だより、人権啓発冊子「KOKORO ねっと」への記事掲載
- ・啓発ステッカーとポスターを各区配置
- ・戸籍謄本等不正取得防止啓発ビラ(大阪府作成)を各区役所で配付

(3) その他

- ・大阪市戸籍謄本等不正入手・身元調査事件対策本部を設置(平成 1 8 年 3 月)

3. 本人告知の実施

請求書の偽造が明らかであり、本市において不正取得が行なわれたと判断したため、人権救済等の相談に繋げることを目的として、被交付請求者本人あてに(個別)事実告知を行うこととした。

(1) 個人情報保護審議会について

- ・平成 2 5 年 3 月 1 9 日 個人情報保護審議会への諮問

【個人情報の目的外提供と目的外利用について】

個人情報保護条例 1 0 条 1 項 5 号による個人情報の提供及び利用

- ・平成 2 5 年 3 月 2 1 日 個人情報保護審議会答申

3 月 1 9 日付諮問については妥当である。なお、取り扱う個人情報の性質を踏まえて、当該個人情報の保護安全対策に万全の措置を講ずることを強く要請する。

(2) 本人告知の実施方法について

- ・告知に係る通知書は、市民局区政課住民情報グループから「本人限定受取郵便」により、告知対象者数 1 4 5 人を 7 月～8 月にかけて 3 分割で発送することとし、発送後の返戻分について再度調査のうえ、1 0 月に再送付することとした。

- ・通知に対する問い合わせ先は「市民局住民情報グループ」とし、人権侵害に関わる相談については「人権啓発・相談センター」を案内する取り扱いとした。

(3) 通知書の発送について

- ・ 第1回目送付《住民票単一及び戸籍との重複請求分 57人》
【発送日】 平成25年 7月17日
- ・ 第2回目送付《戸籍、改製原戸籍、除籍、戸籍の附票請求分 45人》
【発送日】 平成25年 8月 2日
- ・ 第3回目送付《戸籍、改製原戸籍、除籍、戸籍の附票請求分 43人》
【発送日】 平成25年 8月16日
- ・ 返戻分再送付《第1回目～第3回目の返戻／不達文書 47人》
【発送日】 平成25年10月18日

(4) 送付結果について(問い合わせ・相談件数) 平成26年 1月21日現在

	住民情報グループ	人権・啓発相談センター
電話による問合せ・相談	52件	9件
面談による問合せ・相談	2件	0件
(うち住情G→啓相Cに引継ぎ)	—	(2件)
(うち啓相C→住情Gに引継ぎ)	(0件)	—

(5) 主な問合せ・相談内容について